

消防用設備等の保守点検

消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象の関係者（所有者、管理者、占有者）はその設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。



No.4265-ISO9001
消防用設備等の保守点検

ISO 9001（消防用設備等の保守点検）
2009年5月取得

基本理念

経営者並びに全従業員は、消防・防災設備のトータルプランナーとして、人と暮らしの「安全・安心」をサポートすると共に、昨今の住環境、ひいては都市構造の複雑な変化に対し、当社は幅広いユーザーニーズに応えられるよう日々努力を続けながら、次世代へ続く社会の「安全・安心」を支える総合力を持つ企業として地域貢献を目指します。

具体的取組

- 物件管理台帳による1件1件の個別管理
- 点検から補修まで、24時間365日のサポート体制
- 防災管理点検、防火対象物点検を含むコンサルティング

点検の流れ

お客様よりご依頼

お客様から点検のご依頼を受けますと、当社営業担当者が対象物件についてお話を伺います。

点検対象物件の調査

当社消防設備士がお伺いして、対象物件の設備等を調査させていただきます。
又は図面等によるお打合せをさせていただきます。

御見積書の作成

調査結果を基に御見積書を作成します。

工程表の作成

お客様のご了解を得た後、日程や留意事項等のお打合せをさせていただきます。

点検の実施

点検を実施します。
点検の内容は、点検者が点検票に記入していきます。
点検票は消防庁告示で様式が定められています。

点検済票（ラベル）の貼付

点検終了後、法令に基づく適正な点検が行われた証として、
点検済票（ラベル）が貼付されます。（都道府県消防設備協会による制度）

点検結果報告書の作成

点検終了後、点検票を基に報告書を作成します。
報告書は消防庁告示で様式が定められています。

点検結果報告書の提出

作成した点検結果報告書をお客様へ提出致します。